

令和2年（ワ）第6225号，第31962号

六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中寫哲演 外233名

被告 日本原燃株式会社

準備書面 1 1

(被告準備書面(4)に対する反論)

2022年1月28日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
ほか

原告らは，原告準備書面4において，被告準備書面（4）における被告の主張について反論をしたが，被告に釈明を求めた関係上一部が反論未了になっていた。本準備書面は，原告らが被告準備書面（4）の反論未了部分について反論をしたものである。

目次

第1 被告準備書面（4）第8（基準地震動の引上げにより本件再処理工場の安全性が確保されなくなっていること）について.....	2
1 安全率の設定について（被告準備書面(4)第8の1項・78頁～）（訴状第7の3（2）イ・100～102頁関係）.....	2
2 耐震安全性の確認について（被告準備書面（4）79～81頁）（訴状第7の3（2）ウ・102～103頁）.....	8

3	電気計装品の耐震性の確認について（被告準備書面（4）81～84頁） （訴状第7の3（2）エ・104～105頁関係）	8
第2	耐震補強工事が不可能であるという主張（被告準備書面(4)第9・84頁～） （訴状第7の3（3）・105頁関係）	10
1	原告らの疑問点	10
2	原告らの疑問に対する被告の応答	11
3	耐震補強工事の可能性についての検討	11
4	被告の保守点検体制についての検討	12
第3	具体的で切迫した危険，年超過率の信用性について（被告準備書面（4）第 10・85頁～）（訴状第7の4・106～111頁関係）	12
1	被告は，被告準備書面（2）において，原告らの下記の主張をすべて認めた。	13
2	年超過率の問題	14
第4	求釈明	16
1	第1項関係	16
2	第2項関係	16
3	第3項関係	17
第1	被告準備書面（4）第8（基準地震動の引上げにより本件再処理工場の安 全性が確保されなくなっていること）について	
1	安全率の設定について（被告準備書面(4)第8の1項・78頁～）（訴状第7 の3（2）イ・100～102頁関係）	
(1)	安全率の概念と被告の応答状況	
	原告らは，訴状において安全率の概念，効果及び限界について具体例及び 数値を示して主張した。その要点は以下のとおりである。	
	一般的に設備の設計に当たっては，様々な構造物の材質のばらつき，溶	

接や保守管理の良否等の不確定要素が絡むから、求められる基準をギリギリ満たすのではなく同基準値の何倍かの余裕を持たせた設計がなされる。このように、材料のばらつきや実際とモデルとの違いなど予測できない危険性を考慮して設定されるものを安全率という。クレーン、エレベータ、リフトなどに用いられるワイヤロープに関しては、安全性が直接人命に関わるため、この安全率が法令により規定されている。（甲119：『はじめての材料力学』）

原発等（原発及び再処理工場を指す）の場合も同様で、本件再処理工場でも通常運転時の応力に対する余裕が設けられていたと思われる。たとえば、通常運転時において10トンの圧力がかかる構造物については、10トンの圧力に耐えられるようにぎりぎりに設計するのではなく、何倍かの安全率は確保されているはずである。安全率を3とすると、30トン（10トン×3）の圧力に耐えられるように設計するのである。その場合、10トンまでの圧力なら通常は損傷の危険はなく、構造物の材質、溶接や保守管理等の問題（以下「材質等の問題」という。）がなければ30トンまでの圧力なら大丈夫だが、30トンを超えると材質等の問題がなくても事故に結びつく可能性が生じる。この場合分けを図にすると以下のようになる。この数値化できる安全率に基づく余裕を安全余裕という。

「10トンの圧力に対して安全率3とする場合」

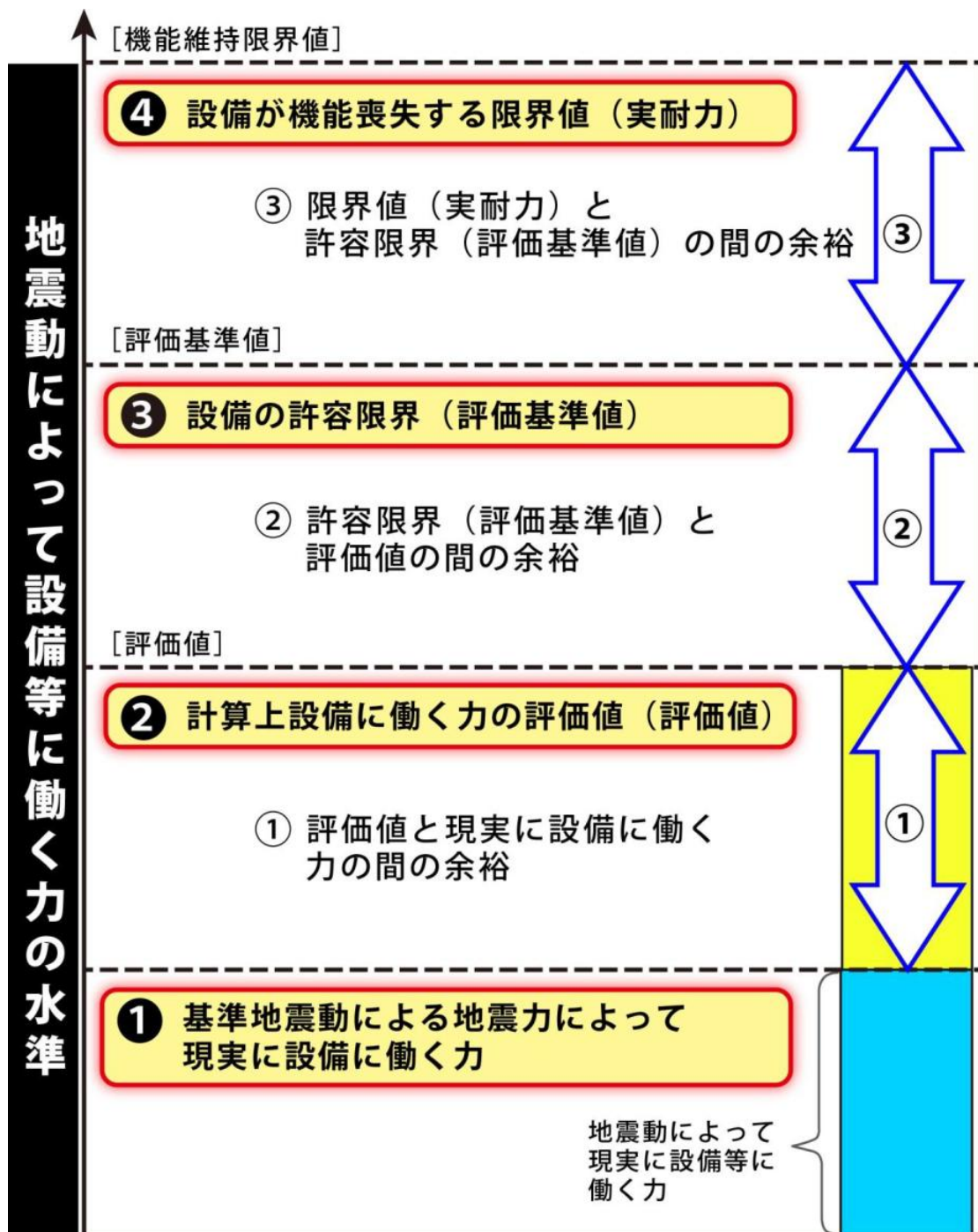
圧力	「材質等の問題」の有無	結果
10トンまで	材質等に問題あっても	損傷の危険なし
10トン～30トン	材質等に問題なければ	損傷の危険なし
30トン超	材質等に問題なくとも	事故の可能性あり

原告らの主張する安全率の概念は誰しもが了解することができる明快な概念であり、建設業界、製造業界、造船業界、航空機産業等で広く社会的に受容されている概念である。その安全率の設定が原発等の耐震性（ただし、建物の構造の耐震性は除く）に関しては設けられていないのではないかと原告らは指摘し、その旨釈明を求めたところ、被告は令和3年11月

12日付け求釈明申立書に対する回答において安全率の設定がなされていないことを認めるに至った。

(2) 被告のいう安全余裕について

被告は準備書面(3)83頁以下及び別紙図76で安全余裕について説明しているところ、原告らにおいて上記被告の説明に基づき次の図(以下「本件図」という。)を作成した。



本件図は別紙図76と同内容のものである(ただし、①ないし③の表示位置は変わっている)。被告の主張は本件図に従って次のように説明できる。

ア 被告のいう「安全余裕」という意味は、耐震性の事後的評価に当たって用いられたものであって、原発等の建造に先立つ設計段階で設定されたものではない。

イ その事後的評価に当たって、①基準地震動による地震力によって設備に現実に働く力、②基準地震動による地震力によって計算上設備に働く力の評価値(評価値)、③一定の水準の地震動によって設備が必要な機能を果たさなくなると評価される設備の許容限界(評価基準値)、④実際にその設備が必要な機能を果たさなくなる限界値(実耐力)はそれぞれ別の概念であり、①と②の間、②と③の間、③と④の間にはそれぞれ差がある(安全余裕がある)。

(3) 被告の主張する安全余裕の検討

ア ②と①の差(①評価値と現実に設備に働く力の間の余裕)について

原発等においては、基準地震動による地震力によって現実に設備に働く力は実験が困難であることもあって、分からない。したがって、②から①を引いても①は不分明なのだから、差(余裕)があるか否か不明である。別の言い方もできる。すなわち、原発等において実験は困難であるから、基準地震動による地震力が現実に設備に働く力(①)も計算によってその値を求めざるを得ない。原発等には極めて高い安全性が求められるのであり、しかも、基準地震動が現実に設備に働く力(①)は正確には分からないことから、②を算出するに当たっても幅を持たせて高めの計算結果(②)を求めるのは当然である。こうして幅を持たせた計算に基づく計算結果(②)は、現実に設備に働くであろう力を想定して計算した結果にすぎない。実験ができない以上、「現実に設備に働く力」は「現実に設備に働くであろう力」によって求めざるを得ないし、「現実に

設備に働くであろう力」は計算によらざるを得ない。言わば、①と②はコインの裏表の関係にあり、両者の間に通常日本語の用法として「余裕がある」と言うことはできない。

しかも、被告がした耐震性の評価は、そもそも基準地震動700ガルで設計建造された再処理工場の設備が700ガルの耐震性を有するかどうかを念のために確認したものではないのである。安全率を設定することなく基準地震動375ガルで設計建造された施設が、700ガルの耐震性を有するかどうかを事後評価する場面なのであるから、厳しい計算評価がなされるべきは当然であり、評価値(②)と現実に設備に働く力(①)との間に余裕があると考えることは許されない。

イ ③と②の差(②許容限界と評価値の間の余裕)について

建造に先立つ設計の段階においては、設備の耐震性評価に当たって一定の水準の地震動で設備が必要な機能を果たさなくなるおそれがある許容限界(評価基準値)(③)が求められることになる。

そこで、「その設備の許容限界(評価基準値)(③)は、計算によって求められた基準地震動による地震動によって設備に加わる力(評価値)(②)の例えば2倍でなければならない」として設計することこそが「安全率の設定」であり、そこから生じる余裕のことを通常「安全余裕」と言う。

ところが、被告はこの安全率の設定が建造に先立つ設計の段階でなされていないにもかかわらず、事後評価として③の数値と②の数値に差があることをもって安全余裕と呼んでいる。安全性が要求される施設においては、事後評価において③の数値が②の数値を上回らなければならないのは余りにも当然のことである。原告らが(1)項で明確にした安全率や安全余裕の本来の意義、役割、限界からすると、事後評価の段階で生じた③の数値と②の数値の差を安全余裕と呼ぶことは概念の混乱を招くもので許されない。

特に、本件再処理工場においては本準備書面第2において主張するように、事後評価においても③の数値が②の数値を下回っているのであるから被告の説くところの事後評価における安全余裕という概念を前提としても、被告の言う安全余裕さえ存在しないことになる。

ウ ④と③の差（③限界値（実耐力）と許容限界（評価基準値）の間の余裕）について

再処理工場施設は大規模でかつ設備も多様である。これらの設備のすべてについて実物大の実験は不可能である。多度津の実験場における実験も限られた機器、設備についてのものでしかなく、多くが実物大による実験でもなかった。したがって、設備が現実に機能喪失する限界値（実耐力）（④）たる地震動が確定できないのであるから、設備の耐震性評価に当たっては一定の水準の地震動で設備が必要な機能を果たさなくなるという仮定を置かざるを得ない。必要な機能を果たさなくなるおそれがあるとされた地震動（③）（許容限界）が襲った場合、「必ずしも機能の喪失を伴うわけではないので、なお現実に破損、故障を招く地震動（④）との間に余裕があるかもしれない」と期待して、危険性を否定するようなことが許されるはずがないのである。

建物の構造については構造上脆弱な部分があっても他の堅固な部分がそれを補って一定の耐震性を確保することが考えられる。例えば、古い建物についても鉄骨補強によって耐震性を向上させることができる。しかし、原発等の動的機能についてはそのような補強関係はなく、最も弱いところに耐震性の限界値、すなわち実耐力（④）が現れることになる。例えば原子力発電所において長い配管の一部に脆弱な部分があれば他の配管部分がいかに頑強であっても重大事故に繋がるし、重要な監視機能を担う機器のほとんどが基準地震動を超える地震動に耐えたとしても一つの機器が誤作動を起こした場合、例えば弁の開閉状況や液位について

誤表示をしてしまうだけで重大事故に繋がるのである。そのような特質を有する施設の事後的評価において、すべての設備機器について④の限界値（実耐力）に係る数値を明示しないまま、④と③の間に余裕があるとする事は認めがたいことである。

2 耐震安全性の確認について（被告準備書面（4）79～81頁）（訴状第7の3（2）ウ・102～103頁）

被告は、原告らが訴状で指摘した耐震安全性の確認に関する問題について全く答えていない。原告らが指摘したのは、原発等の規模や構造に照らすと、すべての重要設備について耐震性の確認は極めて困難であり、また、完全な保守管理が困難なことを具体的事故の事例を挙げて主張した。それに対して、被告は、「耐震重要施設の全部について基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを確認することとしている、品質管理体制を整備している」と答えるにとどまっており、まったく具体性がない。

特に、本準備書面第2の4において指摘するように本件再処理工場における保守管理体制、品質管理体制には根本的な欠陥がある疑いがあり、いったん運転が開始された後においては、通常の工場におけるような保守管理体制、品質管理体制さえとることができないのではないかと考えられるのである。

3 電気計装品の耐震性の確認について（被告準備書面（4）81～84頁）
（訴状第7の3（2）エ・104～105頁関係）

この点の原告らの指摘についても、被告は全く答えていない。原告らが指摘したのは、電気計装品については建物の構造体におけるような計算による定量的な耐震設計技法はなく安全率のような考え方もないから、基準地震動を引き上げた際には振動台で実際に揺らす振動試験が行われなければならないのにこれが行われていないというものである。すなわち、電気計装品の耐震強度は構造物の強度でなく、地震に際しても機能そのものが確実に働くことが求められ

る。この場合地震動が電気計装品に対してどのような影響を与えるか個別に確認する必要がある。例えば当該設計地震力に対する応答地震波での加振試験などを実施し、その結果により安全裕度を論じるべきものである。原告らはこれらの検討が未だなされていないと考えているのであるから、その疑問に被告は答える必要がある。

被告は、本件再処理工場においても電気計装品が存在し、それが再処理工場の安全性確保の重要な役割を担っていることを認めているが、振動試験は必要に応じて行っているだけで、全部について行ってはいないことを認めている。なぜ、一部の振動試験で足りるのかの説明が必要である。原告らの、電気計装品については建物の構造体におけるような計算による定量的な耐震設計技法はなく安全率のような考え方もないから基準地震動引き上げに際して振動試験が必要であるという理解が間違っているなら、どの点がどう間違っているのかを指摘することが必要である。

また、原告らは、電気計装品に関しては故障の判別が困難で代替措置を講ずるのが困難である旨主張した。これに対し、被告は「仮に本件再処理工場に基準地震動の地震動が到来し、耐震重要度Cクラスの計測制御設備等が故障し、異常状態が生じた場合も、耐震重要施設である計測制御設備等が誤作動することではなく、正しく異常状態を検知し、警報、工程停止信号等を発し、また、異常状態の拡大の防止または影響緩和をするための設備を正しく速やかに、かつ自動的に作動させることにより、異常の拡大を防止する」とある。しかし、原告らは耐震重要度Cクラスの計測制御設備の故障が重大事故の要因となることを問題としているのではない。耐震重要施設である計測制御設備等の基準地震動に対する耐震性は震動実験がなされていない限り確認できないこと、したがって引き上げられた基準地震動以下の地震でも誤作動する危険性があること、

誤作動が発生すると過酷事故に繋がるということである。耐震重要施設である計測制御設備が作動しなかったために装置が起動しているか否かの表示（例えば弁の開閉の表示）や数値（例えば液位）の表示がなかった場合には故障していることが直ちに判別できる。しかし、ある装置の起動の有無（例えば弁の開閉）や数値（例えば液位の表示）が誤表示される場合には計測制御設備の故障の有無の判断が不可能または著しく困難となるという点である。この当たり前の原告らの指摘に対して被告は何ら答えていない。

実際に、福島第一原発事故では、原子炉内で燃料棒がむき出しになっているにもかかわらず、計装品である水位計の誤作動によって一定の水位が確保されているとの表示がされたことにより、現場での初動対応が遅れ、1号機のメルトダウンが急速に進んだとされている（甲120：政府事故調（中間報告）141頁～144，甲121：特別寄稿「福島第一原発事故7つの謎」5～7）。福島第一原発事故からも明らかなように、電気計装品の耐震強度は構造物の強度ではなく、機能そのものが地震に際しても確実に実現できることが求められる。

第2 耐震補強工事が不可能であるという主張（被告準備書面(4)第9・84頁～） （訴状第7の3（3）・105頁関係）

1 原告らの疑問点

原告らの指摘したのは次のような疑問である。被告の行ったストレステスト（コンピューター計算上様々な負荷（ストレス）をかけて、どこまで耐えられるかを探るテスト）によっても本件再処理工場の耐震性（4頁の「本件図」内の㊸）は当時の基準地震動450ガルに対して1.5倍ないし1.75倍の範囲にとどまっていたことは当事者間に争いが無い。そして、本件再処理工場において試験運転がされ放射性物質が少なくともセル等の内部で拡散しているこ

とも被告は争っていない。450ガルの1.5倍は675ガル（③「評価基準値」）であるから、現在の基準地震動700ガル（②「評価値」）を下回り、事後評価においても③の数値が②の数値を下回っていることになる。したがって、被告の行ったストレステストの結果をそのまま信用したとしても、耐震補強工事がなされる必要があることになる。原告らの疑問は、試験運転によって既に放射性物質が拡散しているので耐震補強工事ができないのではないかという素朴で分かり易い疑問である。

2 原告らの疑問に対する被告の応答

この疑問に対し、被告は、放射性物質を閉じ込めの機能を有する施設（セル等）に閉じ込める対策を講じている旨主張し、放射線防護対策に係る管理体制について述べるとともに、耐震補強が必要となった場合には線量率を下げる措置を執るなどして工事を実施することが可能であると主張している。

3 耐震補強工事の可能性についての検討

2項の被告の応答は原告らの疑問に対する答えになっていない。被告が答えるべきことは、ストレステストの結果によれば必然的に複数の機器機材について耐震補強を要することになるが、①それはどの場所にあるどの機器機材なのか、②セル等の中にある機器機材はどれだけあるのか、③それらの耐震性を補強するのにどれだけの時間を要するのか、④各セル等の現状の放射線量を下げる措置とはどういうものなのか、⑤現状の放射線量はどの程度か、⑥④の措置によって放射線量はどの程度の数値になるのか、⑦その数値と見込み作業時間を照合すれば作業員に健康被害を及ぼす可能性が少ないどのような作業方法、工程を考えているのかを示さなければならない。

また、原告らは被告の行ったストレステストの信用性にも大きな疑問を抱いている。本件再処理工場においては試験運転の後にストレステストが行われているから、少なくともセル等の中にある機器、機材についてはストレステストの前提となる現状把握（耐震性を確認するための目視点検、打診等の

作業) 自体が極めて困難であるからである。被告においては、いかなる方法でセル等の中にある機器、機材についての現状把握(耐震性を確認するための目視点検、打診等の作業)を行ったのかも明らかにしなければならない。

4 被告の保守点検体制についての検討

被告の行った試験運転は2006年3月から2010年3月にかけて断続的になされた5回のアクティブ試験である。これらのアクティブ試験が失敗し予期しない放射性物質の漏洩があったということは報告されていない。そうすると、仮に、本格運転を開始した場合において、少なくともセル内における放射性物質に係る線量値は更に高まることが予想される。運転開始後において、セル内の平常時における保守点検はどのように行い、保守点検によって交換や補修の必要が判明した場合の交換、補修はどのように行うのかという疑問が生じる。

第1の2項において指摘したように、原発等においては平常時においても耐震性の維持確保等に向け高度の保守点検体制、品質管理体制の維持・確保が不可欠であり、保守点検において不備が発見された場合には速やかに部品等の補修、取り替え作業が必要となるはずである。運転開始後において高線量の放射性物質によってセル内に立ち入ることができなくなった場合には、どのような保守点検体制をとる予定であるのか。仮に、セル内における目視等による保守点検ができないということならば、通常の工場の保守点検体制よりも劣るものになるのではないかと、極めて高度の安全性が要求される原発等でそのような保守管理体制が許される根拠は何か。そのようなことを許容するとすれば、それはどのような設計思想に基づいてなされているのか。

第3 具体的で切迫した危険、年超過率の信用性について(被告準備書面(4)第10・85頁～)(訴状第7の4・106～111頁関係)

1 被告は、被告準備書面（2）において、原告らの下記の主張をすべて認めた。

記

別紙1-1によると、本震に限っても700ガル（現在の基準地震動）以上の地震が2000年以後で27回起きている。別紙1-2によると、375ガル（建設当初の基準地震動）や450ガル（3・11当時の基準地震動）を超える地震動を最高地震動とする地震も数多くある。

訴状の別紙1-3のとおり2000年以後において我が国で震度1以上が観測されたM7以上の地震は57回に及んでいる。M5以上の地震は、2019年1月1日から同年12月31日までの1年間に起きた地震に限って検索してみると、訴状の別紙1-4のとおりM5以上の地震は77回起きており、M6以上の地震に限っても16回起きている。別紙1-1 No.17の地震はM5.5ではあるが、一部の計測器で1084ガルを記録し、別紙1-1 No.22の地震はM5.3ではあるが、1000ガルにも迫る地震動をもたらしている。別紙1-2の2009年（平成21年）12月18日に発生した伊豆地方の地震ではM5.1で703ガルの地震動が観測された。

上記争いのない事実と、M5以上7未満が中地震、M7以上が大地震、M7.8程度以上が巨大地震といわれていることに照らすと、原告らは、巨大地震が本件再処理工場の直下で起こるといような希な事態だけでなく、巨大地震が本件再処理工場の近隣で起きても、大地震が直下で起きても、大地震が近隣で起きた場合でも、さらには我が国では頻繁に起きている中地震によってさえ本件再処理工場は危機的状态に陥るおそれがあるといえると結論づ

けた。このようことは国民の思いすなわち社会通念に反し、また原発等に高い安全性を求める確立された判例法理に反すとも主張した。これは上記争いのない事実から当たり前に導けることがらを述べたものであるが、被告はこれを争うのか、争うならばどの部分をどう争うのかを明示しなければならない。

2 年超過率の問題

被告は、本件再処理工場において基準地震動 S_s を超過する地震動が発生することは、確率論的に完全に否定できないとしても、まず考えられないとし、基準地震動 S_s の年超過率を算定すると震源を特定して策定する地震動については1万年から10万年に1回程度、震源を特定しないで策定する地震動について1万年から100万年に1回程度であるとしている（被告準備書面（3）82～83頁）。たとえ被告の主張する1万年に1度という確率であったとしても高度の安全性を図るべき再処理工場においては到底受容できない確率であるが、より重要なのはこの確率計算に確たる根拠があるかどうかである。

そこで検討するに、基準地震動を算出するには

- ① 対象とする地震を想定する、
- ② その地震に対して震源モデルを構築する、
- ③ 揺れを予測する地点（例えば原子力発電所敷地）までの地下構造をモデル化する、
- ④ 以上のモデルに従って数値計算によって強震動を計算する、
- ⑤ ④の計算結果を基礎として、更に余裕をもたせて最大地震動を算出して基準地震動を策定するという5つの過程を踏むことになるが、5つの過程のいずれか一つでも誤りがあれば信頼しうる基準地震動は策定できない。

①②の過程は、どこで、どのくらいの規模の地震が起きるか、つまり、

マグニチュード、震源の深さを予想することが不可欠であり、この二つの要素が地震動の強さに最も影響を与える要素であり、かつ基準地震動策定の出発点でもある。

その中で、被告が設定したモデル（いわゆる検討用地震）については決定論的に地震が起きることを想定し、**③④⑤**の過程に進んでいくことになるが、前記のように被告が設定したモデル以外の地震が起きるか起きないかは未確定なままであり、武村雅之氏（甲59）の言葉を借りれば、「震源がすべて特定されているわけでもなく、予測されていない震源から思わぬ強い揺れが来るかもしれない状況」は常に予想されるのであり、そしてこのような状況で震源モデル以外の地震（検討用地震以外の地震）の発生確率を求めることは不可能である。被告の確率計算も**①②**の過程に当たる震源モデルが正しいことを前提に算出された確率計算でしかないと考えられ、この点において既に被告の確率計算は信用性がないといえる。そもそも、未知の自然現象については、その発生確率の算定は不可能であることは確率論の世界では自明の理なのである。

被告の主張する基準地震動を超える確率の計算は、上記のように**①**、**②**の過程において誤りが無いことを前提に**③④⑤**の過程において生じる過誤（見込み違い）を考慮して超過確率を求めたものと思われるが、被告は本件5事例のうち少なくとも**①**宮城県沖地震における女川原子力発電所、**②**能登半島地震における志賀原子力発電所、**③**新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所において**③④⑤**の過程における過誤（見込み違い）によって基準地震動の超過を招いたことを認めているのである。また、**④⑤**の東北地方太平洋沖地震については**①②**の過程における地震規模の特定において大きな見込み違いが生じたことを認めているのである。基準地震動を超えることが1万年から100万年に一回という数字が本件5事例という厳然たる事実と矛盾することは明らかである。

甲122号証（日本の原子力発電と地球科学）の94頁の日本地震学会会員である浜田信生氏の次の言葉は、裁判に求められる合理的な認定のあり方とも相通じるものがあると原告らは考えている。「10年間で4回も基準を上回るという事態（原告ら注：本件5事例のことであり、筆者である浜田氏は東北地方太平洋沖地震において福島第一原子力発電所と女川原子力発電所の基準地震動を超えたことを1回と見ている）をどう評価すべきであろうか。基準地震動の策定方法か、基準地震動の超過確率の計算のいずれか、もしくは両方に誤りがあると考えるのが自然であろう。」

被告は、「被告準備書面（3）82，83ページで述べたとおり，被告は，基準地震動 S_s の超過確率を参照しているにすぎない」と述べるがその趣旨が判然としない。被告が，日本原子力学会の「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準」に則って確率を算定したという趣旨ならば，同実施基準は「未知の自然現象について確率論を用いることはできない」という公理に反し，また本件5事例をも無視して立論されたものであるので，被告が確率計算をするに当たって依拠した根拠自体が誤っているというしかない。

第4 求釈明

1 第1項関係

- (1) 被告が主張する3つの安全余裕の概念が原発産業以外の業界において受容されているかどうかについて被告は明らかにされたい。
- (2) 被告が電気計装品について振動試験を行ったとするならば，その時期・方法・対象物，一部について振動試験を行った場合はその選択の基準，全体に占める割合について明らかにされたい。

2 第2項関係

- (1) ストレステストに先立ってなされるべき機器の現状把握（耐震性を確認す

- るための目視点検、打診等の作業)において、放射性物質が拡散しているセル等の内部の機器の現状把握をどのように行ったのか。
- (2) 耐震補強を要するとされた機器等のうち、放射性物質で汚染されたセル等にある機器の種類と所在場所はどこか
 - (3) それらの機器等の耐震性を補強するのにどれだけの作業時間を要するのか
 - (4) 各セル等の現状の放射線量はどの程度か
 - (5) 各セル等の現状の放射線量を下げる措置とはどういうものか
 - (6) (5)の措置によって放射線量はどの程度の数値になるのか
 - (7) (6)の数値と(3)の見込み作業時間を照合すれば作業員に健康被害を及ぼす可能性が少ないどのような作業方法、工程を考えているのか
 - (8) 運転開始後において、放射性物質が拡散しているセル等内部の機器に係る平常時の保守点検はどのくらいの間隔で、どのように行うのか。
 - (9) (8)の保守点検方法は高い安全性が求められる施設において一般的に用いられている手法か。
 - (10) 一般的に用いられている手法でないとするなら、再処理工場でそれが許される根拠は何か。
 - (11) (8)の保守点検によって交換や補修の必要が判明した場合の交換、補修はどのように行うのか。

3 第3項関係

「被告準備書面(3)82, 83ページで述べたとおり、被告は、基準地震動 S_s の超過確率を参照しているにすぎない」と述べるがその趣旨を明らかにされたい。

以上